

**私たちの施設は、「福祉サービス第三者評価」を活用して、利用者サービス向上のために常に努力しています。**

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	きね川福祉作業所		施設番号	44-0059
項目	評価結果に基づく現状分析 (25年度)	改善計画 (25年度末時点)	実施状況 (26年10月1日時点)	
障害者ケースマネジメント	通い慣れた事業所、住み慣れた地域での生活のコーディネートについて関係機関と連携したケースマネジメントを実現するという視点がやや欠けており、通所している時間のみの支援に終始していました。	25年度は、特定相談支援事業(計画相談)の立ち上げ準備として、人材育成を行いました。26年度は、通所を中心とする日中場面だけでなく、利用者一日をトータルで支援する視点でアセスメントを行い、ニーズを把握して利用者の総合的な支援方針に基づいた支援目標を設定する「サービス等利用計画書」の作成等により、利用者の生活を支援していく障害者ケースマネジメントを実施していきます。	特定相談支援事業を立ち上げ、誕生日月に合わせて、3人の相談支援専門員が各個人の「サービス等利用計画」を作成し、利用者の生活全般を支援していく障害者ケースマネジメントを実施しています。	
アセスメントの内容	アセスメントの内容は作業評定という形で全ケース年間1回実施していた。しかし、個別支援計画に直結していくものではなかった。「より効果的な個別支援計画の作成」に向けて、効果的なアセスメント内容による実施が必要です。	アセスメントの内容が個別支援計画に直結していくものに変更します。なお、利用者の個々の状況のアセスメントという視点と利用者の要望や意向のアセスメントという視点で、内容を構成していきます。	新しい書式を作成し、利用者個々の状況のアセスメントと利用者・家族の要望のアセスメントを全員行い、個別支援計画を作成しました。	
契約職員の専門職としての育成	正規職員には、目標管理制度や個別研修シートを作成し、個々の職員の状況に応じた研修計画が策定され、自己進捗を進めていたが、契約職員との育成環境に差があり、施設内研修は、同等に実施していたが、契約職員が専門職としての自己を高められる環境が同じレベルに達しているとは言えません。	今年度から、法人内の施設が協同して実施している研修にも契約職員が参加しやすいよう、福祉の基礎的な学習の機会を設定しこれに参加をしていきます。また、正規職員と同等に個別研修シートを策定し、自己研鑽に主体的に取り組むことができる環境作りを進めます。	葛飾地区で「福祉ベーシック研修」を開催し、総論、発達障害、てんかん、染色体異常などをテーマとし、経験の浅い職員を対象に開始しました。また、非常勤職員にも個別研修シートを作成し、主体的に自己研鑽していく仕組みを整備しました。	

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。